リ　乳幼児加算・幼児加算
ヌ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ル　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ヲ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ワ　地域加算
カ　離島加算
ヨ　療養環境加算
タ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
レ　二類感染症患者療養環境特別加算
ソ　重症者等療養環境特別加算
ツ　小児療養環境特別加算
ネ　無菌治療室管理加算
ナ　放射線治療病室管理加算
ラ　緩和ケア診療加算
ム　強度行動障害入院医療管理加算
ウ　重度アルコール依存症入院医療管理加算
ヰ　摂食障害入院医療管理加算
ノ　がん診療連携拠点病院加算
オ　栄養管理実施加算
ク　栄養サポートチーム加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
ヤ　医療安全対策加算
マ　褥瘡（じょくそう）患者管理加算
ケ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
フ　ハイリスク妊娠管理加算
コ　慢性期病棟等退院調整加算（特定入院基本料を算定するものに限る。）
エ　急性期病棟等退院調整加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
テ　新生児特定集中治療室退院調整加算
ア　救急搬送患者地域連携紹介加算
サ　総合評価加算
キ　呼吸ケアチーム加算
ユ　後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

Ａ１０６　障害者施設等入院基本料（１日につき）

１　７対１入院基本料　1,555点
２　10対１入院基本料　1,300点
３　13対１入院基本料　1,092点
４　15対１入院基本料　954点

注１　障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　14日以内の期間　312点
ロ　15日以上30日以内の期間　167点

３　当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２３８－３に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り1,300点を所定点数に加算する。

４　当該病棟に入院している特定患者については、注１及び注２の規定にかかわらず、区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料の注５に規定する特定入院基本料の例により算定する。

５　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ　臨床研修病院入院診療加算
ロ　在宅患者緊急入院診療加算
ハ　診療録管理体制加算
ニ　医師事務作業補助体制加算
ホ　乳幼児加算・幼児加算
ヘ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ト　特殊疾患入院施設管理加算
チ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
リ　看護配置加算
ヌ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ル　地域加算
ヲ　離島加算
ワ　療養環境加算
カ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ヨ　二類感染症患者療養環境特別加算
タ　重症者等療養環境特別加算
レ　強度行動障害入院医療管理加算
ソ　栄養管理実施加算
ツ　医療安全対策加算
ネ　褥瘡（じょくそう）患者管理加算
ナ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
ラ　慢性期病棟等退院調整加算
ム　救急搬送患者地域連携受入加算
ウ　後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

Ａ１０７　削除

Ａ１０８　有床診療所入院基本料（１日につき）

１　有床診療所入院基本料１
イ　14日以内の期間　760点
ロ　15日以上30日以内の期間　590点
ハ　31日以上の期間　500点